



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 12 月 1 日（月曜日） 第 668 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

規 則	頁
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課） 1	
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（障がい福祉課） 2	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律施行細則の一部を改正する規則（ “ ” ） 2	
○宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正す る規則……………（都市計画課） 3	
告 示	
○指定障害福祉サービス事業者の指定……………（障がい福祉課） 3	
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明 について……………（自然環境課） 4	
○宮崎県収入証紙売りさばき人の指定の取消し……………（会計課） 4	
公 告	
○保安林の皆伐面積の限度……………（自然環境課） 4	
○砂利採取業務主任者試験の合格者……………（企業振興課） 5	
病院局企業管理規程	
○病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業 会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を 改正する企業管理規程…………… 5	
病院局公営企業告示	
○公金の収納の事務の委託について…………… 8	
公安委員会規則	
○宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用 した行政の推進等に関する規則の一部を改正す る規則…………… 8	
○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規 則…………… 11	
公安委員会告示	
○宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用 した行政の推進等に関する規程の一部を改正す る告示…………… 39	

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第61号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）の一部を次のように改正する。

「※ 交付機関使用欄

【来所者（☐本人 ☐代理人）確認書類】☐マイナンバーカード ☐運転免許証☐住民基本台帳カード ☐行政書士証票別記様式第37号中 ☐その他写真付公的証明書（ ） を☐健康保険証☐その他（ ）

【委任事実確認】

☐TEL ☐同居 ☐車検証 ☐社員証・保険証 」

「※ 交付機関使用欄

【来所者（☐本人 ☐代理人）確認書類】☐マイナンバーカード ☐運転免許証☐行政書士証票☐その他写真付公的証明書（ ） に改める。☐その他（ ）

【委任事実確認】

☐TEL ☐同居 ☐車検証 ☐社員証 」

「

<利用日における年齢等が確認できる書類（提示）>

別記様式第 167号の 2 中

☐運転免許証 ☐旅券 ☐健康保険証
☐その他（ ）

を

<利用日における年齢等が確認できる書類（提示）>

☐マイナンバーカード ☐運転免許証 ☐旅券
☐その他（ ）

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 62 号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和 45 年宮崎県規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 8 号中

被保険者証等の記号
及 び 番 号

を

加入医療保険の記号
及 び 番 号

に改める。

別記様式第 14 号の 4 中

被 保 険 者 証 の
記 号 及 び 番 号

を

加 入 医 療 保 険 の
記 号 及 び 番 号

に改める。

別記様式第 14 号の 7 中「被保険者証」を「被保険者等の資格に係る情報が確認できる書類」に改める。

別記様式第 14 号の 8 中

被保険者証の
記号及び番号

を

加入医療保険の
記号及び番号

に、「被保険者証を」を「被保険者等の資格に係る情報が確認でき

る書類を」に改める。

別記様式第 14 号の 14 中

受給者証番号又は被保険者証番号

を

受給者証番号又は加入医療保険番号

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の児童福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の児童福祉法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 63 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年宮崎県規則第 83 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第7号までの規定中「㊤」を削る。

別記様式第8号中 「
受診者の被保険者
証の記号及び番号
」 を 「
受診者の加入医療保険
の記号及び番号
」 に改める。

別記様式第12号中 「
被保険者証の記号及び番号
」 を 「
加入医療保険の記号及び番号
」 に改める。

別記様式第14号中 「
被保険者証に関する事項
（記号及び番号、
保険者名又は受診者と
同一の加入者）
」 を 「
加入医療保険に関する事項
（記号及び番号、
保険者名又は受診者と
同一の加入者）
」 に改める。

別記様式第21号から別記様式第23号までの規定中「㊤」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第64号

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県屋外広告物条例施行規則（平成5年宮崎県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第19号（第30条関係） （第1紙） [略] （第2紙） [略]	様式第19号（第30条関係） （第1紙） [略] （第2紙） [略]
注 1～3 [略] 4 次の書面を添付すること。 （1）・（2） [略] （3） 業務主任者が在籍していることを証する書面（ <u>健康 保険被保険者証の写し等</u> ） （4）・（5） [略] 5～7 [略]	注 1～3 [略] 4 次の書面を添付すること。 （1）・（2） [略] （3） 業務主任者が在籍していることを証する書面 （4）・（5） [略] 5～7 [略]

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県屋外広告物条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 793号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指

定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和7年12月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510201363	モジラ・テラス	都城市早鈴町10街区32号	社会福祉法人スマイリング・パーク	都城市牟田町26街区16号	令和7年12月1日	就労選択支援

宮崎県告示第 794号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和7年農林水産省告示第1600号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する小林市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年12月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

小林市役所

山口悟、東原ハルエ、福島長三郎

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年農林水産省告示第1600号によること。

宮崎県告示第 795号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第1項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

令和7年12月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定を取り消した売り さばき人の氏名	指定を取り消した売り さばきをする場所	指定取消年月 日
門川町長	東臼杵郡門川町平城東 1 番 1 号 門川町役場 内	令和7年11月 30日

公 告

保安林の令和7年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

令和7年12月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川	水源かん養保安林	698.93
北川	土砂流出防備保安林	92.42
北川	干害防備保安林	1.84
北川	魚つき保安林	0.76
五ヶ瀬川	水源かん養保安林	2,586.24
五ヶ瀬川	土砂流出防備保安林	179.59
五ヶ瀬川	干害防備保安林	14.75
五ヶ瀬川	魚つき保安林	2.03
五ヶ瀬川	保健保安林	5.62
五十鈴川	水源かん養保安林	870.97
五十鈴川	土砂流出防備保安林	7.47
五十鈴川	干害防備保安林	21.61
五十鈴川	保健保安林	0.22
耳川	水源かん養保安林	2,009.53
耳川	土砂流出防備保安林	99.65
耳川	干害防備保安林	1.40
小丸川上流	水源かん養保安林	240.99
小丸川上流	土砂流出防備保安林	27.63
小丸川上流	干害防備保安林	0.06
一ッ瀬川	水源かん養保安林	2,839.22
一ッ瀬川	土砂流出防備保安林	108.60
一ッ瀬川	干害防備保安林	4.30
一ッ瀬川	保健保安林	2.23
小丸川下流	水源かん養保安林	950.96
小丸川下流	土砂流出防備保安林	29.76
小丸川下流	干害防備保安林	2.68
小丸川下流	保健保安林	6.74
川内川上流	水源かん養保安林	719.47
川内川上流	土砂流出防備保安林	58.29
川内川上流	防風保安林	0.46
川内川上流	干害防備保安林	12.49
大淀川本流	水源かん養保安林	1,413.19
大淀川本流	土砂流出防備保安林	179.47
大淀川本流	土砂崩壊防備保安林	0.04
大淀川本流	防風保安林	0.57
大淀川本流	干害防備保安林	10.88
大淀川本流	保健保安林	5.44
本庄川	水源かん養保安林	1,710.13
本庄川	土砂流出防備保安林	11.56
本庄川	防風保安林	0.12

本庄川	干害防備保安林	2.74	福島川	土砂流出防備保安林	22.13
本庄川	保健保安林	7.32	福島川	干害防備保安林	5.58
大淀川中流	水源かん養保安林	1,340.08			
大淀川中流	土砂流出防備保安林	72.65			
大淀川中流	干害防備保安林	2.80			
広渡川	水源かん養保安林	1,403.84			
広渡川	土砂流出防備保安林	176.18			
広渡川	干害防備保安林	1.79			
広渡川	保健保安林	0.28			
福島川	水源かん養保安林	452.80			

令和7年11月14日に実施した令和7年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

令和7年12月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

合格者なし

病院局企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。
令和7年12月1日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

宮崎県病院局企業管理規程第7号

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

（病院事業職員の給与に関する規程の一部改正）

第1条 病院事業職員の給与に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（特殊勤務手当の種類等）	（特殊勤務手当の種類等）
第10条 病院事業給与条例第12条の規定により支給される特殊勤務手当の種類は、感染症予防等手当、精神保健福祉業務手当、深夜看護手当、家畜伝染病防疫等手当、放射線取扱手当、航空機搭乗手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当及び特別診療手当とする。	第10条 病院事業給与条例第12条の規定により支給される特殊勤務手当の種類は、感染症予防等手当、精神保健福祉業務手当、深夜看護手当、家畜伝染病防疫等手当、放射線取扱手当、航空機搭乗手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当、特別診療手当及び災害応急作業等手当とする。
2～9 〔略〕	2～9 〔略〕
	10 第1項に規定する災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したとき、従事日数に応じて支給する。
	（1） 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において次に掲げる現場で行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）
	ア 河川の堤防等
	イ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定により通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺
	ウ 港湾施設等
	（2） 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定により居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定により設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視等の作業
	（3） 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定により災害対策本部が設置された地方公共団体の地域で行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業
	（4） 前3号に掲げる作業に相当すると管理者が認める作業
	11 前項の手当の額は、従事した1日につき、次の各号に掲げる区

	分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として管理者が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）とする。 (1) 前項第1号に掲げる作業 作業の種類に応じて次に定める額 ア 巡回監視 710円 イ 応急作業等 1,080円 (2) 前項第2号に掲げる作業 1,080円 (3) 前項第3号に掲げる作業 710円 (4) 前項第4号に掲げる作業 1,080円を超えない範囲において、それぞれの作業に応じて管理者が定める額 12 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第10項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 第10項第1号、第2号又は第4号に掲げる作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項に定める額に当該額の100分の50に相当する額を加算した額 (2) 第10項第1号、第2号又は第4号に掲げる作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が管理者が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額に当該額の100分の100に相当する額を加算した額 (3) 第10項第3号に掲げる作業又は同項第4号に掲げる作業のうち同項第3号に掲げる作業に相当する作業が深夜において行われた場合 前項に定める額に当該額の100分の50に相当する額を加算した額 13 第10項の手当の額は、職員が、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。）に対処するため、第10項各号に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において管理者が定める期間以上従事した場合にあっては、第11項各号に定める額に、当該額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において管理者が定める額を加算した額とする。 14 第10項から第13項までの規定にかかわらず、職員が、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言があった場合において、次に掲げる作業に従事したときは、従事日数に応じて災害応急作業等手当を支給する。 (1) 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち管理者が定めるもの（以下「特定原子力事業所」という。）の原子炉建屋（管理者が定める建屋に限る。）内で行う作業 (2) 特定原子力事業所の敷地内で行う作業（前号に掲げる作業を除く。） (3) 特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項に規定する原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して管理者が定める区域で行う作業（前2号に掲げる作業を除く。） 15 前項の手当の額は、従事した1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる作業 40,000円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて管理者が定める額 (2) 前項第2号に掲げる作業 20,000円を超えない範囲内にお
--	---

10 特殊勤務手当の支給を受ける職員が、同一勤務日に特殊勤務手当の対象となる2以上の業務に従事した場合には、それらの業務に係る特殊勤務手当のうちその額が最高のもの（その額が同額である場合はいずれか一）に限り支給する。ただし、深夜看護手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当及び特別診療手当は、他の特殊勤務手当と重複して支給することができる。

附 則

（看護業務臨時特別手当）

3 医療職給料表(三)の適用を受ける職員が、看護の業務に従事したときは、当分の間、病院事業給与条例第12条に規定する特殊勤務手当として、看護業務臨時特別手当を支給する。

4 前項の手当の額は、勤務1月につき12,000円の範囲内で管理者が別に定める額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その額に病院事業就業規程第2条第1項の規定により適用される勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務の承認を受けた職員にあっては、その額に病院事業就業規程第2条第1項の規定により適用される勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

5 附則第3項の規定により看護業務臨時特別手当が支給される職員に関する第10条第10項の規定の適用については、同項中「及び特別診療手当」とあるのは、「、特別診療手当及び看護業務臨時特別手当」とする。

6 附則第3項に規定する手当は、その月分をその月の給料の支給定日に支給する。

（感染症予防等手当の特例）

7 [略]

（病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正）

第2条 病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年宮崎県病院局企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（特殊勤務手当の種類等） 第6条 病院事業会計年度任用職員給与条例第9条の規定により支給される特殊勤務手当の種類、手当額及び重複支給については、病院事業給与条例の適用を受ける者の例による。<u>ただし、病院事業職員の給与に関する規程（平成18年病院局企業管理規程第9号。以下「病院事業給与規程」という。）附則第3項の看護業務臨時特別手当は、これを支給しない。</u> 2 病院事業給与規程第10条第1項の精神医療業務手当については、別表第5の勤務箇所の欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の種別の欄に掲げる会計年度任用職員が精神医療の業務に従事したとき、従事した1日につきそれぞれ同表の手当額の欄に掲げる額を支給する。	（特殊勤務手当の種類等） 第6条 病院事業会計年度任用職員給与条例第9条の規定により支給される特殊勤務手当の種類、手当額及び重複支給については、病院事業給与条例の適用を受ける者の例による。 2 病院事業職員の給与に関する規程（平成18年病院局企業管理規程第9号。<u>以下「病院事業給与規程」という。</u>）第10条第1項の精神医療業務手当については、別表第5の勤務箇所の欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の種別の欄に掲げる会計年度任用職員が精神医療の業務に従事したとき、従事した1日につきそれぞれ同表の手当額の欄に掲げる額を支給する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

いて、それぞれの作業に応じて管理者が定める額

(3) 前項第3号に掲げる作業 10,000円を超えない範囲内にお

いて、それぞれの作業に応じて管理者が定める額

16 特殊勤務手当の支給を受ける職員が、同一勤務日に特殊勤務手当の対象となる2以上の業務に従事した場合には、それらの業務に係る特殊勤務手当のうちその額が最高のもの（その額が同額である場合はいずれか一）に限り支給する。ただし、深夜看護手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当、特別診療手当及び災害応急作業等手当は、他の特殊勤務手当と重複して支給することができる。

附 則

（感染症予防等手当の特例）

3 [略]

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第 4 号

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第33条の 2 において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項の規定により、県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和 7 年 12 月 1 日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

1 委託した指定公金事務取扱者

病 院 名	名 称	住 所
県立宮崎病院	株式会社ソラスト	東京都港区港南 2 丁目 15 番 3 号 品川インターシティ C 棟 12 階

県立延岡病院	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台 4 丁目 6 御茶ノ水ソラシティ
県立日南病院	株式会社ソラスト	東京都港区港南 2 丁目 15 番 3 号 品川インターシティ C 棟 12 階

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第44号）第 6 条に規定する料金等
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 12 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和 7 年 12 月 1 日
- 5 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和 7 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日まで

公安委員会規則

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 1 日

宮崎県公安委員会委員長 松 山 昭

宮崎県公安委員会規則第 11 号

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和 3 年宮崎県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 公安委員会等 宮崎県公安委員会、宮崎県警察本部長及び警察署長をいう。 （2） [略] （3） 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。	（定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 公安委員会等 宮崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、宮崎県警察本部長（以下「警察本部長」という。）及び警察署長をいう。 （2） [略] （3） 電子署名 <u>次に掲げるものをいう。</u> <u>ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名</u> <u>イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名</u> <u>ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名</u> （4） 電子証明書 <u>申請等をする者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれに係る</u>

ものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(5)・(6) [略]

2 [略]

(手続等の告示)

第3条 公安委員会等は、この規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等について、あらかじめ根拠となる法令の名称及び条項その他公安委員会等が必要と認める事項を告示するものとする。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等に係る電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって、公安委員会等が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(申請等の手続)

第5条 法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信することにより申請等を行わなければならない。

2 前項に規定する者は、法令又は公安委員会等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。

3 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) [略]

(2) [略]

(3) 前各号に規定するもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書

(4) 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項及び第2項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力し、又は送信されたものとみなす。

らの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(5)・(6) [略]

2 [略]

(手続等の公表)

第3条 公安委員会は、この規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等について、あらかじめ根拠となる法令の名称その他公安委員会が必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等に係る電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって、公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(申請等の手続)

第5条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は警察本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力しなければならない。

3 前2項の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

(1) [略]

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

(3) [略]

4 公安委員会等は、第2項の規定により申請等を行う者が、第3項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第6条 法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

（1）申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

（2）申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合

（3）前2号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第7条 法第7条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する処分通知等に係る電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって、公安委員会等が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（処分通知等の手続）

第8条 [略]

2 前項の場合において、公安委員会等は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

（署名等に代わる措置）

第9条 法第6条第4項及び情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（第5条第3項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

2 法第7条第4項及び情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明

5 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項及び第2項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第6条 法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

（1）申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合

（2）申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合

（3）申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第5条第1項又は第2項の規定による入力が困難である場合

（4）前3号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第7条 法第7条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する処分通知等に係る電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって、公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（処分通知等の手続）

第8条 [略]

2 前項の場合において、公安委員会等は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第9条 法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

（1）処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

（2）電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会又は警察本部長の定めるところにより行う届出

（署名等に代わる措置）

第10条 法第6条第4項及び情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（第5条第3項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。

2 法第7条第4項及び情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明

書と併せてこれを送信する措置とする。

（委任）

第10条 〔略〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年12月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第6条第2項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月1日

宮崎県公安委員会委員長 松 山 昭

宮崎県公安委員会規則第12号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（交通規制の対象から除く車両） 第4条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、次に掲げるとおりとする。 （1）・（2） 〔略〕 （3） 車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府、建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「<u>二輪の自動車・原動機付自転車通行止め</u>」、「車両（組合せ）通行止め」、「<u>自転車及び歩行者専用</u>」、「<u>自転車専用</u>」及び「歩行者専用」並びに当該規制にかかわる「指定方向外進行禁止」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制をいう。）の対象から除く車両 ア～キ 〔略〕 （4）・（5） 〔略〕 2～7 〔略〕 8 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。 9 〔略〕 （署長の駐車許可） 第7条 〔略〕 2～7 〔略〕	（交通規制の対象から除く車両） 第4条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、次に掲げるとおりとする。 （1）・（2） 〔略〕 （3） 車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府、建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「<u>二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め</u>」、「<u>特定小型原動機付自転車・自転車通行止め</u>」、「車両（組合せ）通行止め」、「<u>普通自転車等及び歩行者等専用</u>」及び「歩行者等専用」並びに当該規制にかかわる「指定方向外進行禁止」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制をいう。）の対象から除く車両 ア～キ 〔略〕 （4）・（5） 〔略〕 2～7 〔略〕 8 公安委員会は、標章の交付を受けた者が第5項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。 9 〔略〕 （署長の駐車許可） 第7条 〔略〕 2～7 〔略〕 8 前項の駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われ

8 前項の駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

9 第6項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第7号の2の駐車許可証再交付申請書により警察署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

10 第6項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに別記様式第8号の駐車許可証記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、警察署長に提出しなければならない。

（緊急やむを得ない場合の署長の駐車許可）

第7条の2 〔略〕

2 署長は、前項の申請が緊急やむを得ない理由があると認め駐車を許可したときは、前条第6項の駐車許可証に代えて、許可番号等必要事項を通知するものとする。

3 〔略〕

（自動車以外の車両のけん引制限）

第11条 〔略〕

2 〔略〕

3 軽車両の運転者は、他の車両をけん引するときは、けん引する車両とけん引される車両相互を堅ろうなロープ等によって確実につなぐなければならない。

（安全運転管理者等の選任等の届出）

第13条 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、別記様式第9号の届出書を公安委員会に提出しなければならない。選任の届出事項に変更を生じたときも同様とする。

2 法第74条の3第5項の規定による副安全運転管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、別記様式第9号の2の届出書を公安委員会に提出しなければならない。選任の届出事項に変更が生じたときも同様とする。

た場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであって当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

9 第7項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該駐車許可証（前項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

10 第7項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第7号の2の駐車許可証再交付申請書により警察署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

11 第7項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに別記様式第8号の駐車許可証記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、警察署長に提出しなければならない。

12 第7項の駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該駐車許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄（第8項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）しなければならない。

（1） 駐車許可の期間が満了したとき。

（2） 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。

（3） 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。

（緊急やむを得ない場合の署長の駐車許可）

第7条の2 〔略〕

2 署長は、前項の申請が緊急やむを得ない理由があると認め駐車を許可したときは、前条第7項の駐車許可証に代えて、許可番号等必要事項を通知するものとする。

3 〔略〕

（自動車以外の車両のけん引制限）

第11条 〔略〕

2 〔略〕

（安全運転管理者等の選任等の届出）

第13条 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、別記様式第9号の届出書を自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。当該届出に係る事項のうち施行規則第9条の12各号（第3号を除く。）に掲げる事項又は自動車の使用の本拠における自動車台数若しくは運転者数に変更を生じたときも同様とする。

2 法第74条の3第5項の規定による副安全運転管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、別記様式第9号の2の届出書を自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。当該届出に係る事項のうち施行

3 前2項の選任の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者の<u>戸籍抄本</u>、住民票の写し、運転免許証の写し、免許情報記録個人番号カードの写し又は個人番号カードの写し (2)～(4) [略] 4 [略] (登録及び更新の申請) 第43条 [略] 2 前項の申請は別記様式第40号の申請書により行うものとし、当該申請書には、委託に関する規則第2条第2項に規定する書類を添付しなければならない。 3 [略] (駐車監視員資格者講習の受講の申込み) 第46条 [略] 2 前項の申込みは別記様式第41号の申込書により行うものとし、当該申込書には、委託に関する規則第7条第2項に規定する写真を貼付しなければならない。 (資格者講習修了証明書の再交付申請) 第47条 委託に関する規則第9条第2項に規定する資格者講習修了証明書の再交付申請については、別記様式第42号の申請書により当該申請を行う者の住所地を管轄する署長を経由して行うものとする。 (駐車監視員資格者の認定の申請) 第48条 [略] 2 前項の申請は別記様式第43号の申請書により行うものとし、当該申請書には、<u>写真</u>を貼付するとともに、委託に関する規則第10条第3項に規定する書面を添付しなければならない。 3 [略] (駐車監視員資格者証の交付申請) 第49条 [略] 2 前項の申請は別記様式第44号の申請書により行うものとし、当該申請書には、委託に関する規則第11条第2項に規定する書類及び写真を添付しなければならない。 (資格者証の書換え交付及び再交付の申請) 第51条 委託に関する規則第13条第1項に規定する資格者証の書換え交付の申請については、別記様式第45号の申請書により当該申請を行う者の住所地を管轄する署長を経由して行うものとする。 2 委託に関する規則第13条第2項に規定する資格者証の再交付の申請については、別記様式第46号の申請書により当該申請を行う者の住所地を管轄する署長を経由して行うものとする。 3 前2項の申請書には、委託に関する規則第13条第3項に規定する写真を添付しなければならない。	<u>規則第9条の12各号（第3号を除く。）に掲げる事項又は自動車の使用の本拠における自動車台数若しくは運転者数に変更を生じたときも同様とする。</u> 3 前2項の選任の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者の住民票の写し、運転免許証の写し、免許情報記録個人番号カードの写し又は個人番号カードの写し (2)～(4) [略] 4 [略] (登録及び更新の申請) 第43条 [略] 2 前項の申請は別記様式第40号（その1）及び別記様式第40号（その2）の申請書により行うものとし、当該申請書には、委託に関する規則第2条第2項に規定する書類を添付しなければならない。 3 [略] (駐車監視員資格者講習の受講の申込み) 第46条 [略] 2 前項の申込みは別記様式第41号（その1）及び別記様式第41号（その2）の申込書により行うものとし、別記様式第41号（その2）には、委託に関する規則第7条第2項に規定する写真を貼付しなければならない。 (資格者講習修了証明書の再交付申請) 第47条 委託に関する規則第9条第2項に規定する資格者講習修了証明書の再交付申請については、別記様式第42号（その1）及び別記様式第42号（その2）の申請書により当該申請を行う者の住所地を管轄する署長を経由して行うものとする。 (駐車監視員資格者の認定の申請) 第48条 [略] 2 前項の申請は別記様式第43号（その1）及び別記様式第43号（その2）の申請書により行うものとし、別記様式第43号（その1）には、<u>委託に関する規則第11条第2項に規定する写真</u>を貼付するとともに、委託に関する規則第10条第3項に規定する書面を添付しなければならない。 3 [略] (駐車監視員資格者証の交付申請) 第49条 [略] 2 前項の申請は別記様式第44号（その1）及び別記様式第44号（その2）の申請書により行うものとし、別記様式第44号（その2）には、委託に関する規則第11条第2項に規定する書類及び写真を添付しなければならない。 (資格者証の書換え交付及び再交付の申請) 第51条 委託に関する規則第13条第1項に規定する資格者証の書換え交付の申請については、別記様式第45号（その1）及び別記様式第45号（その2）の申請書により当該申請を行う者の住所地を管轄する署長を経由して行うものとする。 2 委託に関する規則第13条第2項に規定する資格者証の再交付の申請については、別記様式第46号（その1）及び別記様式第46号（その2）の申請書により当該申請を行う者の住所地を管轄する署長を経由して行うものとする。 3 別記様式第45号（その1）及び別記様式第46号（その1）の申請書には、委託に関する規則第13条第3項に規定する写真を添付しなければならない。
--	---

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 2 条関係）

番号	申請、届出等	経由機関	申請又は届出等の様式	部数
(略)				
59	放置車両確認事務法人登録・更新申請	管轄署長	細則第40号（その1、その2）	2 通
60	駐車監視員資格者講習の受講申込み	〃	細則第41号（その1、その2）	2 通
61	駐車監視員資格者講習修了証明書及び認定書の再交付申請	〃	細則第42号（その1、その2）	2 通
62	駐車監視員資格者の認定申請	〃	細則第43号（その1、その2）	2 通
63	駐車監視員資格者証の交付申請	〃	細則第44号（その1、その2）	2 通
64	駐車監視員資格者証の書換え交付申請	〃	細則第45号（その1、その2）	2 通
65	駐車監視員資格者証の再交付申請	〃	細則第46号（その1、その2）	2 通

令和 7 年 12 月 1 日 (月曜日) 第 668 号

様式第9号 (第13条関係)

※届出記載事項の変更の場合は、備考欄に変更前の内容を記載してください。

— 15 —

様式第 9 号の 2（第 13 条関係）

※ 整 理 番 号
（ 安 管 一 ）

副 安 全 運 転 管 理 者 に 関 す る 届 出 書									
宮崎県公安委員会 殿									
① 届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名 〒 住 所 (電話)									
② 選任年月日		年 月 日		⑨		(ふりがな)			
③ 副安全運転管理 者氏名		(ふりがな)		使		名 称			
④ 資 格		生年月日 大 (年 齢) 昭 年 月 日 (歳) 平		用		位 置			
要 件		1 運転の管理 経験 1 年以 上		2 運転の経験 期間 3 年以 上		3 公安委員 会の認定		安全運転管 理者の氏名	
⑤ 職務上の地位		1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他 ()		本		業種別 1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ()			
⑥ 副安全運転管理 者が運転免許を 持っている場合		免許の種類		使用の本 拠における 自動車台数・運 転者数		⑩ 乗 用 貨 物 小 大 普 大 中 準 普 大 中 準 普 大 小 大 普 型 型 型 通 型 型 型 通 型 型 特 特 通 計 型 型 型 通 型 型 型 通 型 型 殊 殊 輪 輪 計			
⑦ 副安全運転管理 者の勤務の態様		勤 務 日勤 隔日 その他 ()		⑪ 免 許 大 中 準 普 大 大 普 小 運 轉 一 二 一 二 中 一 二 一 二 自 自 計 者 種 種 種 種 型 種 種 種 種 二 二 特 数 別 種 種 種 種 型 種 種 種 種 二 二 特					
⑧ 副 安 全 運 転 管 理 者 の 運 転 管 理 者 関 係 経 歴		勤務期間		勤務所名		職務上の 地位		業務内容	
自 至		・ ・							
自 至		・ ・							
自 至		・ ・							
自 至		・ ・							
自 至		・ ・							
自 至		・ ・							
備 考									

※届出記載事項の変更の場合は、備考欄に変更前の内容を記載してください。

(例) 使用の本拠の名称（事業所の名称）が変更になった場合

使用の本拠の旧名称：〇〇株式会社

別記様式第20号を次のように改める。

様式第20号（第30条関係）

（表）

17.5cm

運転免許試験 受験 票（試験一部合格証明書）

宮崎県公安委員会

写 真 縦3.0cm 横2.4cm 正面三分身、無帽 無背景6か月以内 撮影の写真		フリガナ	氏 名		生 年 月 日	先 住 宅 電 話	性別	年齢	免許の種類	仮 登 録 番 号									
年 月 日 撮影		有 無	免許の種類	大型	中型	準中型	普通	大特	大自一	普自一	小特	原付	牽引	大型一	中型一	普通一	大特一	牽引一	
適 性		裸 眼	視 力	1	2	3	平 均	左 眼	右 眼	両 眼	0.	0.	0.	左 視 野	右 視 野	計 視 野	度	度	度
性 試 験		1	2	3	平 均	色 彩 識 別	能 力	適 否	免許を与える条件										
適 性		1	2	3	平 均	運 動 能 力	適 否	免許を与える条件											
適 性		1	2	3	平 均	聴 力	適 否	免許を与える条件											
証 明 書		仮 学 科 試 験		仮 技 能 試 験		学 科 試 験		技 能 試 験		大 型 二 輪 予 備 審 査									

記入上の注意事項

太枠内を黒ボールペンで記入してください。

(裏)

本人確認書類	現有免許証 ・ 個人番号カード ・ 旅券 ・ 学生証 ・ 仮運転免許証 その他 ()			確認者印																																																																	
	注 意 事 項 1 この受験票は試験の一部合格証明書となるものです。合格した日から6か月間は表記の学科試験が免除になりますので、大切に取り扱いしてください。 2 受験の際は、他の書類（申請書、免許証、本籍の記載してある住民票）と一緒に、この受験票を受付に提出してください。 3 次の場合は、試験の一部免除の取扱いができないことがありますのでご注意ください。 ※記載事項を変更し、又は写真をはがした場合 ※記載内容が確認できない場合 (折り曲げ、汚損など) 4 この受験票は紛失しないように大切に取り扱いってください。																																																																				
<table><tr><td>受験年月日</td><td>受験番号</td><td>受験年月日</td><td>受験番号</td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td>・ ・</td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td>・ ・</td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td>・ ・</td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td>・ ・</td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td>・ ・</td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td>・ ・</td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td>・ ・</td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td>・ ・</td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td>・ ・</td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td>・ ・</td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td>・ ・</td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td>・ ・</td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td>・ ・</td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td>・ ・</td><td></td></tr><tr><td>・ ・</td><td></td><td>・ ・</td><td></td></tr></table>						受験年月日	受験番号	受験年月日	受験番号	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・	
受験年月日	受験番号	受験年月日	受験番号																																																																		
・ ・		・ ・																																																																			
・ ・		・ ・																																																																			
・ ・		・ ・																																																																			
・ ・		・ ・																																																																			
・ ・		・ ・																																																																			
・ ・		・ ・																																																																			
・ ・		・ ・																																																																			
・ ・		・ ・																																																																			
・ ・		・ ・																																																																			
・ ・		・ ・																																																																			
・ ・		・ ・																																																																			
・ ・		・ ・																																																																			
・ ・		・ ・																																																																			
・ ・		・ ・																																																																			
・ ・		・ ・																																																																			

別記様式第27号を次のように改める。

様式第27号（第38条関係）

取消処分者講習受講申請書			
年 月 日			
宮崎県公安委員会 殿			
フリガナ氏名			
生 年 月 日	年 月 日生		
住 所			
本 籍（国 籍）			
希望する講習の区分	四輪車講習 ・ 二輪車講習		
仮免許証の有無	有 ・ 無		
備 考			
手 数 料			

- 備考 1 氏名・生年月日、住所の欄は、明瞭に楷書で記載すること。
- 2 手数料の欄には、宮崎県収入証紙を貼り付けること。

別記様式第33号及び別記様式第34号を次のように改める。

様式第33号（第38条関係）

指定自動車教習所職員講習受講申出書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習を次のとおり受けたいので申し出ます。

講 習 区 分	講 習
受講予定者 I D	
手 数 料 欄	

様式第34号（第38条関係）

初心運転者講習受講申出書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

住 所

フリガナ

氏 名

生年月日 年 月 日生

道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習の受講を申し出ます。

別記様式第40号（1枚目）を別記様式第40号（その1）とし、別記様式第40号（2枚目表）及び別記様式第40号（2枚目裏）を別記様式第40号（その2）とし、次のように改める。

様式第40号（その1）（第43条関係）

警察署用

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※登録年月日	
※登録番号	

登 録
登録更新 申請書

第 2 項 の 規 定 に よ り 登 録
道路交通法第51条の8 第7項の規定において準用する同条第2項の規定により登録更新

申請をします。

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

（主たる事務所の所在地）
（名 称）
（代表者の氏名）

（フリガナ） 法 人 の 名 称	
主たる事務所の所在地	電話（ ） —
法 人 の 種 類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人 5 その他（ ）
（フリガナ） 代 表 者 氏 名	

（登録更新申請の場合のみ記載）

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日	登録
登録通知書に記載されている登録番号	第	号

証 紙 貼 付 欄	
-----------------------	--

- 記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 証紙貼付欄には、手数料（宮崎県収入証紙）を貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第40号（その2）（第43条関係）

本部用

（表面）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※登録年月日	
※登録番号	

登 録
登録更新 申請書

第 2 項 の 規 定 に よ り 登 録
道路交通法第51条の8 第7項の規定において準用する同条第2項の規定により登録更新

申請をします。

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

（主たる事務所の所在地）
（名 称）
（代表者の氏名）

（フリガナ） 法 人 の 名 称	
主たる事務所 の 所 在 地	電話（ ） —
法 人 の 種 類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人 5 その他（ ）
（フリガナ） 代 表 者 氏 名	

（登録更新申請の場合のみ記載）

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日 登録
登録通知書に記載されている登録番号	第 号

※	〔法人関係〕 ☐ 定款・寄附行為等 ☐ 登記事項証明書 添付書類 ☐ 役員の氏名及び住所を記載した名簿 ☐ 欠格事由に該当しない旨の誓約書 ☐ 資機材を保有する旨の誓約書 ☐ 駐車監視員資格者証の写し(2名以上) ☐ 事務所に係る資料	〔各役員関係〕 ☐ 住民票の写し ☐ 診断書
---	--	--

記載要領 ※印欄には、記載しないこと。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第40号（その2）（第43条関係）

（裏面）

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 一 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- 二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同格以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ハ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - ヘ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

宮崎県公安委員会 殿

年 月 日

（主たる事業所の所在地）

（名 称）

（代 表 者 の 氏 名）

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第41号（1枚目）を別記様式第41号（その1）とし、別記様式第41号（2枚目表）及び別記様式第41号（2枚目裏）を別記様式第41号（その2）とし、次のように改める。

様式第41号（その1）（第46条関係）

警察署用

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修 了 証 明 書 番 号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

（申込者の氏名）

申 込 者	本 籍			
	住 所	〒 —		
		電 話 （ ） —	（自宅・携帯）	
	（フリガナ） 氏 名			
	生年月日	年 月 日生		
	勤 務 先	名称 所在地 電 話 （ ） —		
	受 講 希 望 年 月 日			

証紙貼付欄

- 記載要領
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 写真は2枚目に貼付すること。
 - 証紙貼付欄には、手数料（宮崎県収入証紙）を貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第41号（その2）（第46条関係）

（表面）

本部用

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修 了 証 明 書 番 号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

（申込者の氏名）

申 込 者	本 籍			
	住 所	〒 ー		
		電 話 （ ー ）	ー	（自宅・携帯）
	（フリガナ） 氏 名			
	生年月日	年 月 日生	写 真 （縦3.0 cm× 横2.4 cm）	
	勤 務 先	名称 所在地 電 話 （ ー ）		
受 講 希 望 年 月 日				

実 施	※受講年月日 (修了考查)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日)	※ 修了考查の結果	合 ・ 否
	※ 受 講 場 所			
	※ 受 講 番 号			

記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第41号（その2）（第46条関係）

（裏面）

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第42号（1枚目）を別記様式第42号（その1）とし、別記様式第42号（2枚目）を別記様式第42号（その2）とし、次のように改める。

様式第42号（その1）（第47条、第48条関係）

本部用

※ 受 理 年 月 日		年 月 日
※ 受 理 番 号		
※ 証明書再交付年月日		年 月 日
駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書		
年 月 日		
宮崎県公安委員会 殿		
(申請者の氏名)		
申 請 者	本 籍	
	住 所	〒 — 電 話 () — (自宅・携帯)
	(フリガナ) 氏 名	
	生年月日	年 月 日生
	勤 務 先	名称 所在地 電 話 () —
証 明 書	番 号	
	交付年月日	年 月 日
再 交 付 を 申 請 す る 事 由		
記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。 2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。		

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第42号（その2）（第47条、第48条関係）

警察署用

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 証明書再交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

（申請者の氏名）

申 請 者	本 籍	
	住 所	〒 — 電 話 （ ） — （自宅・携帯）
	（フリガナ） 氏 名	
	生年月日	年 月 日生
	勤 務 先	名称 所在地 電 話 （ ） —
証 明 書	番 号	
	交付年月日	年 月 日
再 交 付 を 申 請 す る 事 由		

記載要領 ※印欄には、記載しないこと。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第43号（1枚目）を別記様式第43号（その1）とし、別記様式第43号（2枚目）を別記様式第43号（その2）とし、次のように改める。

様式第43号（その1）（第48条関係）

本部用

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 認 定 年 月 日	年 月 日
※ 認 定 書 番 号	

認 定 申 請 書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

（申請者の氏名）

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 —		
		電 話 () — (自宅・携帯)		
	(フリガナ)			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生		
勤務先	名称 所在地			
	電 話 () —			

写真
(縦 3.0cm×
横 2.4cm)

実 施	※認定審査	年 月 日	※認定審査の結果	合 ・ 否
	※受験場所			
	※受験番号			

- 記載要領
- 1 ※印欄には、記載しないこと。
 - 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。
 - 3 確認事務の委託等に関する規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。
 - 4 手数料（宮崎県収入証紙）を2枚目に貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第43号（その2）（第48条関係）

警察署用

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 認 定 年 月 日	年 月 日
※ 認 定 書 番 号	

認 定 申 請 書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

（申請者の氏名）

申 請 者	本 籍		
	住 所	〒 —	
		電 話 () — (自宅・携帯)	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	
勤務先	名称 所在地		
	電 話 () —		

証
紙
貼
付
欄

- 記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 証紙貼付欄には、手数料（宮崎県収入証紙）を貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第44号（1枚目）を別記様式第44号（その1）とし、別記様式第44号（2枚目表）及び別記様式第44号（2枚目裏）を別記様式第44号（その2）とし、次のように改める。

様式第44号（その1）（第49条関係）

警察署用

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 交付年月日	年 月 日
※ 資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

（申請者の氏名）

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 ー		
		電 話 （ ） ー （自宅・携帯）		
	(フリガナ)			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生		
勤 務 先	名称			
	所在地			
	電 話 （ ） ー			
証 明 書	番 号			
	交付年月日	年 月 日		

証 紙 貼 付 欄	
-----------------------	--

- 記載要領
- 1 ※印欄には、記載しないこと。
 - 2 証紙貼付欄には、手数料（宮崎県収入証紙）を貼付すること。
 - 3 写真は2枚目に貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第44号（その2）（第49条関係）

本部用

（表面）

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日
※ 資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

（申請者の氏名）

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 —		
		電 話 （ ） —	（自宅・携帯）	
	（フリガナ）			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生	写 真 （縦 3.0 cm ×横 2.4 cm）	
勤 務 先	名称 所在地			
	電 話 （ ） —			
証 明 書	番 号			
	交付年月日	年 月 日		

- | | |
|-----------------------|---|
| ※
添
付
書
類 | ☐ 修了証明書又は認定書
☐ 住民票の写し
☐ 診断書
☐ 誓約書
☐ 写真2枚（うち1枚貼付） |
|-----------------------|---|

- 記載要領
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第44号（その2）（第49条関係）

（裏面）

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

宮崎県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第45号（1枚目）を別記様式第45号（その1）とし、別記様式第45号（2枚目）を別記様式第45号（その2）とし、次のように改める。

様式第45号（その1）（第51条関係）

本部用

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

（申請者の氏名）

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 —		
		電 話 () —	(自宅・携帯)	
	(フリガナ)			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生	写真 (3.0cm× 2.4cm)	
勤 務 先	名称 所在地 電 話 () —			
資 格 者 証	番 号			
	交付年月日	年 月 日		
書換え交付を 申請する事由				

- 記載要領
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
 - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。
 - 手数料（宮崎県収入証紙）を2枚目に貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第45号（その2）（第51条関係）

警察署用

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

（申請者の氏名）

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 —		
		電 話 () — (自宅・携帯)		
	(フリガナ)			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生		
資 格 者 証	番 号			
	交付年月日	年 月 日		
証紙貼付欄				

記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 証紙貼付欄には、手数料（宮崎県収入証紙）を貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第46号（1枚目）を別記様式第46号（その1）とし、別記様式第46号（2枚目）を別記様式第46号（その2）とし、次のように改める。

様式第46号（その1）（第51条関係）

本部用

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

（申請者の氏名）

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 — 電 話 () — (自宅・携帯)		
	(フリガナ)			写真 (3.0cm× 2.4cm)
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生		
	勤 務 先	名称 所在地 電 話 () —		
資 格 者 証	番 号			
	交付年月日	年 月 日		
再 交 付 を 申 請 す る 事 由				

- 記載要領
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
 - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。
 - 手数料（宮崎県収入証紙）を2枚目に貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第46号（その2）（第51条関係）

警察署用

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

（申請者の氏名）

申 請 者	本 籍		
	住 所	〒 —	
		電 話 () — (自宅・携帯)	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	
勤 務 先	名称 所在地		
	電 話 () —		
資 格 者 証	番 号		
	交付年月日	年 月 日	
証紙貼付欄			

- 記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 証紙貼付欄には、手数料（宮崎県収入証紙）を貼付すること。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

公安委員会告示

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和7年12月1日

宮崎県公安委員会委員長 松 山 昭

宮崎県公安委員会告示第 121号

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程（令和3年宮崎県公安委員会告示第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(対象となる手続等)	
第2条 規則第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる手続等は、別表第1の左欄に掲げる法令等の同表右欄に掲げる規定に基づく手続等とする。	
(申請等に係る電子計算機の技術的基準)	(申請等に係る電子計算機の技術的基準)
第3条 [略]	第2条 [略]
(申請等に関し公安委員会等が定める措置等)	(申請等に関し公安委員会が定める措置等)
第4条 公安委員会等は、規則第5条第2項に規定する者（同項の規定に基づき、書面等に記載され又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。）に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができる。	第3条 規則第5条第2項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。
2 規則第5条第3項ただし書に規定する措置は、別表第2の左欄に掲げる法令等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この項において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下この項において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下この項において「ワнтаイムURL」という。）を受信し、当該ワнтаイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。	2 規則第5条第3項に規定する公安委員会が定める場合は、公安委員会が指定する申請等ごとに、公安委員会により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ公安委員会が指定する措置を講ずる場合とする。
3 規則第6条の場合において、規則第5条の規定により申請等を行う者は、書面等（規則第6条に規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。	3 規則第6条第1項の場合において、規則第5条第1項及び第2項の規定により申請等を行う者は、書面等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分に係るものに限る。）を提出しようとするときは、公安委員会が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてなければならない。
4 規則第9条第1項ただし書に規定する措置は、別表第2の左欄	4 規則第10条第1項に規定する申請等を行った者を確認するため

<u>に掲げる法令等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、規則第5条第1項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。</u> （処分通知等に係る電子計算機の技術的基準） <u>第5条</u> 略]	<u>の措置として公安委員会が定める措置は、第2項に規定する措置とする。</u> （処分通知等に係る電子計算機の技術的基準） <u>第4条</u> 略] （処分通知等に関し公安委員会が定める措置） <u>第5条</u> 規則第9条第2号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第5条第1項に規定する方法によって公安委員会等に届け出るものとする。
---	---

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この告示は、令和7年12月15日から施行する。